

第30回兵庫県子ども・子育て会議

日時：令和4年6月10日 14～16時

場所：兵庫県公館 第1会議室

○会 長

全国的に出生数が減り、かなり厳しい数字が出てきた。出生数の減少という現実はいくらも変えられない状況。

少子対策には、「どう少子化を止めるか」と、「どう少子化の中でよりよい子育てをしていくか」という2つの面がある。

委員は御意見を述べる際、少子傾向をどう感じて、どう展望を描いているか、各自の専門分野での考えだけでなく、社会全体に対する考えも述べてもらえたら、この会議としては意義があると思う。

【事務局 資料説明】

○委 員

資料の中に、課題を抱える妊産婦等への支援の推進がある。妊娠中に適切な支援を受けることが非常に大切との説明だが、特に多胎の場合には強く感じる。出産後、外に出られず孤立することがある。妊娠中に適切な支援を受けることで、虐待死などの予防になる。妊娠時から多胎と分かるので、妊婦だけではなく、父親、家族も含めて産前教室をすれば、虐待の予防効果が高いように感じる。

ひょうご多胎ネットでは、オンラインで教室をしているが、県や自治体でも取り組んでいただきたい。多胎児が年間1組も生まれない市町もあり、その部分をカバーするのは県だと思っている。予算はわずかでも虐待の予防効果が大きいので、多胎の妊

婦教室の取組をぜひ御検討いただきたい。

○委員

「若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫」にどれだけ近づいたのか。事業の達成率は数値で83.1%だが、中身はどうか。例えば、放課後児童クラブについても、子どもがどれくらい満足できているのかが、この目標につながってくると思う。

「若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫」に対して、我々だけで議論するのではなく、若者が話し合う機会をつくることも大事ではないか。

○委員

ヤングケアラーに関して多くの施策が立てられている。令和4年度診療報酬の改定に入退院支援加算があるが、その中にヤングケアラーに関することも追加された。

病院を受診する家族・本人が、家で孫に面倒見てもらっている、ということが、今までであれば、「とてもいいお孫さん」という話だったが、もう一步踏み込んで対応していくことが、ヤングケアラーの早期発見につながるので、ぜひ医療機関等とも連携してもらえると良い。

○会長

ちなみに、ヤングケアラーは18歳までという、法律による規定ではなく、研究上の区切りがあるようだが、もっと上の年齢までヤングケアラーとみなすこともある。実際私も、大学生が家族の介護のために学業が続けられない等の話を耳にする。上の年齢であっても、自身の結婚等にも差し障りが出てくる場合は問題と思う。

○委 員

ヤングケアラーのチラシは、県内の中学校・高校にも行き渡っているのか。

また、「父親の仕事と育児両立読本」は充実したすばらしい資料。今般の育休法の改正が分かりづらく、理解できないという話をよく聞くが、このような資料が身近には置かれてない。どこで配られているのか教えていただきたい。

インクルーシブ教育について、例えば副籍については、年に何回かの交流でインクルーシブ社会を進めていくのは非常に難しい。居住地交流等の事業も行く機会がない、行くのが難しい、という声もよく聞く。様々な子がともに学ぶには普通校の環境自体の見直しを進めることが大切。先生方からも、コロナ禍で業務が増える一方、働き方改革を進めよと、逆行することを言われ、とても厳しい環境だと聞く。そういうところから、インクルーシブ教育が難しい、不登校の子が増えている等につながっているのではと感じる。この会議に教育委員会の方がお一人しか出席していないという印象だが、教育部局の方も今後討論を聞いていただけるとありがたい。

また、子ども・子育て未来プランプログラム2022を拝読し、多くの事業をしているのは、ありがたいし心強いが、どれだけ必要な方に届いているのかというのを感じる。

また、マスクのことが親として心配。話をしない場合はマスクを取って良いと指導はあるが、子どもたちは話したいため、マスクを外さず帰っている。熱中症は命に関わるので、学校でしっかり話をしていただけるとありがたい。

○こども政策課長

まず、多胎の妊娠期からの支援に関しては、現在健康増進課で各市町と連携して、ハイリスクな妊婦の相談、支援体制を整えており、その中で多胎に関しても十分留意できるよう我々も連携して取り組んでまいりたい。

また、若者の意見を聞くことについても、何らかの形でつかんでいきたい。

ヤングケアラーに関しては、今はまだ取組が始まったばかりだが、各方面に周知を

図りたいので、医療機関ともぜひ連携をさせていただきたい。

インクルーシブ教育も教育委員会で進めていただけると考えている。

さらに子育てダイヤルでは、チラシを作ったり、カードを作ったり、SNS使ったり、子どもとしては周知を図っているつもりだったが、まだまだ届いてないとのことなので、これからも考えてやっていきたい。

マスクについては、政府からは、話をしなければ外していいとなっているが、なかなか難しい面がある。今後感染状況が落ち着いてきたら、外せる場面も増えてくるとは思う。

○地域福祉課長

ヤングケアラーについて、何点かお答えする。

まず、病院関係については、医療従事者にも広くお声がけをし、研修等を行ってきたい。

また、実はヤングケアラーは、きちんとした定義はない。県では、18歳未満をヤングケアラー、30代前半までを若者ケアラーと呼称して対策をしている。

大学生のヤングケアラーは、大学の人数規模が大きいこともあり、対応が難しいかと思っていたが、ゼミ担当の先生方がその学生の状況を把握していることもあるので、大学と連携を取りたいと思っている。今まず手始めに、兵庫県立大学と調整を始めている。

チラシの配布については、生徒一人一人までの枚数までは足りないので、中学校、高校には学校にデータ等を提供し、掲示・コピー等で広く周知をお願いしている。

相談窓口にも、県立高校の教頭先生から電話をもらうなど、学校現場にも一定程度伝わってきている。今後はポスターを作っていきたいと考えている。少しずつだが、周知を徹底していこうと思っている。

○委 員

他の会議に出たとき、小、中学校の先生はヤングケアラーの研修をしていることを聞いた。現場の先生はどの子がヤングケアラーか案外知っている。ある市では、認定こども園、保育園、幼稚園を巻き込みたいとのことだった。意外と保育現場も家庭の事情を知っているのだから、巻き込んでいただくとありがたい。

保育所で、今現在問題になっているのは、0～2歳がなかなか入所できないこと。集団保育に入れられない子どもに対する、虐待等の問題も生じている。どう対応すべきか、皆さんと一緒に検討したいと思っている。

○委 員

児童養護の里子には、学力低下と就職定着率の低さから学習支援がされていると思うが、いきなり高校生からの支援というのも学習習慣がなく難しい。できれば小学1年生から施設内学習に対して支援をしていただきたい。

具体的に2つあって、1つは施設への学習指導員の配置、もう1つは民間の学習教室を児童施設でやりたいという志ある児童支援施設に費用面の支援をお願いしたい。

○会 長

学習支援は子どもたちの成長に最も重要なものの一つという位置づけになると思う。最近新聞でも児童養護施設の子どもたちへの学習支援、進学の問題が取り上げられており、こども家庭庁の課題でもあると聞いている。調査では、施設の子どもたちの中には進路に向けて早くから意識づけをしたり、支援を受けたりして、進学に成功している子どもがいるところと、全くそういう支援を受けていない施設があり、施設による格差が広がっているとのことである。

子どもは施設を選べないので、一部の施設の子どものみ恩恵が行くのは、本来の姿ではないことも配慮し、どのように全体を上げるかを考えていただけたらと思う。

○委 員

不妊治療に通われる方が増えているが、不妊治療の医師によると、年齢が高いほど妊娠しにくいことや、流産のリスクが高くなることを、知らなかったと言う人が結構いるとのことである。

妊娠する前の教育、例えば早産しないためとか、妊娠しやすくするためには、日常生活でどんなことに注意して過ごせばいいかという「プレコンセプションケア」や、それを踏まえて、自分たちが何歳で赤ちゃんを設けようかという、パートナーとの話し合いも重要。

それらを若いうちに知っておくことが重要で、出生数を増やすことにもつながるのではないか。ライフプラン教育やライフデザインの事業の中に、プレコンセプションの視点も入れていただくと、少しは効果が出るのではないか。

○会 長

大学では、キャリア教育ではなく、家族をどう持つかとか、子どもをどう持つか等、ライフプランを考えるような教育を行っているところはまだ少ない。兵庫県下でもどの程度取り組まれているか、実態の把握をお願いしたい。甲南大学と甲南女子大学は連携して授業を設けているが、そういうネットワークを広げることも良いのではないかと考えている。

○委 員

小さいのちのドアについて2点お願いがある。こういう相談ができる場所は関西でも少ないので、兵庫以外と兵庫県内の相談がそれぞれどれぐらいあったかというのを教えて欲しい。

2つ目は、「妊娠110番」が出来た頃は、チラシをダウンロードして大学に貼れるようになっていたが、「小さいのちのドア」も、大学・高校の女子トイレなどに

貼れるものを配付、作成していただきたい。

大学では妊娠して学生結婚する子がいるし、誰にも相談せず、自分たちで解決しようとする子たちもいる。思わぬ妊娠のときにどこに頼ればいいのかの情報が、1週間早く手元に届くかどうかでその後の人生が違ってくる。チラシを大学に配っていただければ、大学は喜んで掲示すると思う。ぜひお願いしたい。

○委員

ヤングケアラーは、虐待とか貧困と不可分なところもあると思う。そういった組織間の連携をどのようにお考えなのか教えていただきたい。

もう一つが、電話の受付時間帯が限られるのは仕方が無いが、チラシを見ると、この時間以外に電話できないと子ども達は思うのではないか。例えばLINE等のメディアを使って、子ども、若者にアクセスすることが可能となっているので、時間外の連絡もウェルカムな雰囲気というのを出せる工夫があってもいい。

○こども政策課長

ヤングケアラーに関する保育所との連携については、ぜひ一緒に関わっていただけたらと思う。

虐待の関係は、児童課で電話、ダイヤルを設けているので、いつでも遠慮なくかけていただけたらと思う。

ライフプラン、プレコンセプションに関しては、ライフプラン事業を実施しているのは地域振興課だが、教育委員会とも情報共有しながら取り組んでまいりたい。

小さいのちのドアの相談内訳については、県内大体4割ぐらいで県外では6割ぐらいと聞いている。

○福祉部総務課長

小さいのちのドアの活動についてのチラシだが、妊娠SOSの相談だけではなく、支援機関を知っていただくことも非常に大切なので、必要なところに広報をしていきたい。

○地域福祉課長

ヤングケアラーは各市町に専用ではないが窓口が設けられている。庁内については、連絡会議を設置して関係課と会議をし、共通の認識を持った上でスタートした。虐待案件等もあると思うので、そういうものについては引継ぎする形にしている。

それから、電話・LINEで勇気を持って御連絡いただいた方に、その後ちゃんとつながるよう、LINEであればすぐ「明日御連絡させていただきます」という返信があり、次の日につながるような形にしている。

○委員

私の活動の中でも発達特性を持った子どもたちが増えてきている。児童発達支援と放課後デイサービスをしているが、1歳半～2歳半ぐらいの子がとても多く来る。

小さい頃から療育を進めると落ち着きも出てくるが、この子たちが幼稚園にはなかなか入れない。尼崎の場合、公立の場合は各幼稚園5人しか取れない。私立は特別支援の体制が整備されておらず、対応している施設も満員で、幼稚園に行く歳になっても、放課後の児童発達支援の療育に行くしかないということが起きている。補助員をつけるなど、そういう子どものための入り口整備をしていただきたい。特に働く母で発達を持つ子どもたちの居場所が必要と切実に感じている。

私は認可外保育園を2階、1階で療育をしているので、発達障害の子どもが1階と2階を行き来して過ごせるが、他の施設では難しい。医教連携についても、学校だけでは対応はできないものの、いろんな機関と横でつながるのは難しい。ケースワーカーも、1人で担当を150人～200人持っており、支援が行き渡らない現状がある

ので、支援のあり方を考えていただきたい。

○委員

国の制度で障害児教育補助金では、例えば手帳がある、医師の診断があるなど、客観的に発達に障害があることが証明されない限り認めてもらえない。月3万円ぐらいの補助金で、認めてもらっても、求人難の中でそういう子どもの対応がきちんと出来る方を雇える裏づけもない。新規事業で保育所、私立幼稚園に兵庫県独自のカウンセラーが配置されているので、子どもの姿をカウンセラーが診断し、人が必要と判断をすることを認めていただきたい。

発達障害のグレーゾーンの子どもたちは、3歳児健診等で判断が難しいこともある。両親も認めることができず、専門的な療育も受けられないまま小学校に進学する状況もある。診断、ケア、それから親の認識、3つの部分が課題だと思っているので、トータルで考えていただきたい。

県内の幼稚園でも特に1号認定の園児数が減っており、働きながら幼稚園に通う方が多くなっている。保育施設がどんどん作られる一方、少子化で、空き教室増加や集団活動が維持できなくなることを今後どうしていくのか。よいものが残っていけるように、方向性はある程度今から考えていくべきかと思う。

○委員

学校問題サポートチームを新しく設置したとあるが、どんなサポートをしているか詳しく説明をお願いできるか。

○学校問題支援室長兼義務教育課副課長

これまでから各教育事務所に先生のOB、警察関係、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、事案がある学校や市町教委から報告があると、それ

それぞれが対応していた。課題別に情報を一元化し多方面から対応できるよう、所長をトップに、その方たちが定期的に会議をし、問題や課題全てを共有、連携してやるサポートチームとした。

インクルーシブ教育システムの構築に向け、本県としては通級による指導を県立学校でも増やしている。いろんな生徒たちが学びたいことを学べる高等学校を目指そうと考えている。

また、ヤングケアラーについては、5月末に県立学校の生徒指導部長を集める会があり、ヤングケアラーについて講演会をし、各学校でも周知を図っている。知事部局とも連携しながら、意識を持って取り組んでいきたい。

○委 員

妊娠期に適切な支援を受けることなく出産し、虐待死に至っている事例が多いが、出産した女性だけが罪を問われている。妊娠するには相手がいるわけで、その相手はどうなっているのかというのがある。若者、子どもたちも含めて、命を大切にするとということをもっとリアルに、小さい頃から学べる場が必要だと思う。

大学生結婚子育て未来体験の事業が残念ながら無くなったが、机上だけではなく、体験することは大事。特に男性が子ども、出産、女性についてもっと学べる場を作っただけだとありがたい。性教育に対してもっと積極的に関わるような授業も考えて欲しい。

それと、「いのちのドアの相談事業」と、「ひょうご子育てダイヤル」、「こころちゃっと」に女性からの相談が来ると思うが、これは連携しているのか。ひょうご子育てダイヤルは半年ぐらいたっているのですが、どれだけ成果があったかを教えていただきたい。

○委員

私自身、当時の会社では初めて約6ヶ月の男性育休を取ったが、上司の理解がないと絶対進まないと思った。「父親の仕事と育児両立読本」は当時欲しかった。このような本をいろんなところで配布をお願いしたい。それ以上に上司を理解させる制度、仕組みをつくってほしい。

もう1つは、兵庫県における課題のある妊婦等への支援において、予期しない妊娠をされた方に、特別養子縁組をもっとアピールして欲しい。

また、資料で気になる言葉がある。「育児の意思がない、育児能力が低く、母子での自立支援が難しい」という言葉は、サポートを受ける側が読んだときにつらく感じると思うので、表現をもっと考えて欲しい。生まれてくる子どもの幸せを願って決断したというような優しい表現にしてほしい。

予期しない妊娠を絶対にサポートするという意思が県にあるということを強く言ってほしいし、特別養子縁組があると伝えて欲しい。特別養子縁組の里親でも、非常に幸せな家庭を築いているので、そういうことも伝えて欲しい。

私自身も不妊治療すれば絶対に子どもができるものだと思い、年齢がファクターと思ってなかったのが、勉強したかったというのがある。大学のとくに知っていれば選択肢が変わったかもしれないので、ぜひ進めてほしい。

○こども政策課長

まず、障害児支援の先生の加配。国の制度では、障害児2名児を受け入れないと補助出来ないが、県では1名でも補助を使える制度を今年度から実施している。手帳のないグレーゾーンの子どもたちについては、できる限り受け入れていただき、一緒に育てただけならと思っている。柔軟な取扱いができるように、必要に応じて国に対して要求して参りたい。

今年の待機児童が312人ということで、かなり激減をしている。既に定員割れの

園も出てきているため、これまでのように増やす一辺倒ではない状況になることは承知している。今後どのような支援が必要かは、検討を進めてまいりたい。

ライフデザインについては、教育委員会も道徳の授業で命の大切さを学ぶ場として、学年に応じた教育がされているので、県教育委員会等とも連携し、取り組んでいきたい。

育休を上司に理解させる仕組みだが、環境は大分整ってきているとは思いますが、労政福祉課中心に考えていきたい。

資料については、サポートを受ける側に配慮した表現に修正を考えたい。

○男女青少年課長

男女共同参画センターでは、コロナ禍の中で電話相談、訪問相談だけではなかなか難しいということで、女性の孤立、孤独対応として、「こころちゃっと」を11月から設けた。11～3月まで、大体200件ほどの相談を受け付けている。

実際電話相談に比べ、10代、20代の相談の比率が5倍ぐらいになっている。実際高校生から、友達が妊娠をしてしまったというような相談を受けている。こういった件について、いのちのドア、ひょうご子育てダイヤルと連携してやっていきたい。

それから、男性育休の取得促進というお話をいただいた。男女青少年課では、男性の家事、育児への参加を促進しており、それが女性の活躍推進の一つのベースになると考えている。実際に、男性の家事、育児への参加のきっかけとしては、子どもが生まれた時が大事。経済団体、企業への呼びかけを、男女共同参画センターに推進委員を置き、産業労働部と連携して行っている。今年度は、神戸経済同友会さん等と連携して、トップが育休を推進していくという宣言も、今検討しながら進めているところである。

○福祉部総務課長

性教育についてのお話があったが、教育現場、それから教育委員会との連携が不可欠なので、どういう形で進めていくかは少し考えさせていただきたい。

○こども政策課長

子育て相談は昨年6月末から始め、昨年度時点で相談件数130件。年度明けてからもどんどん相談が入っている状況。

○こども安全官

特別養子縁組のPR等については、不妊治療を行われる方の医療機関等を中心に、こども家庭センターの職員等が務めている。

施設での学習等については、現在も大学生による学習支援の費用を支援している。施設内での学習も大切だと考えているので、団体の方等いろんな方の意見を聞いて検討してまいりたい。

○会 長

発達障害は、「障害」とつくため医学的診断で決める印象が強いが、元々は、子ども特性と環境の相互作用の中で、それが障害となるか、あるいは、環境が十分整えばほとんど目立たず個性に見える状態になるという概念であった。それを行政が支援する時、特性はスペクトラムのように多様な状態で広がっているにも関わらず、行政上は、「ここからは障害」というように、どこかで切らなければならない状況になっている。それが、障害というと医者が決める病理的なものというイメージにもつながっている。

発達障害という概念ができてから時間が経ち、社会の中でどう理解されているかを再点検する時期かと思う。支援の方法も多様だが、うまく使えてない、予算の限界

がある等も考えながらやらなければならない。

子どもの病理的な診断ではなく、保育所や幼稚園のカウンセラーから見て、困っている程度によって支援を申請できたらいいと思いながら話を聞いていた。困っているということは、それは子ども個人の障害ではなく、その現場が障害を抱えていると捉えればいいと思うが、現実はどう対応するかは県でも検討いただけたらありがたい。

○福祉部長

幾つか所感を述べると、育児の困難が大きい多胎児家庭の話だが、産前の支援について、母子保健の中でどういう形でできるのか検討させていただきたい。

それから「子ども施策に若者の声を」、というのは当然の話であり、当事者の声を施策に反映させたい。アンケートなのかヒアリングなのか、今後研究していく必要がある。

ヤングケアラー、若者ケアラー相談窓口については、都道府県レベルでは前例がなく、委託先となった社会福祉士会と十分に協議をしながら進めている。今後実施する研修については、できるだけ多くの方に参加いただき、認知度を高めていきたい。またヤングケアラー支援をしている民間団体も非常に少ないので、育成のための補助も実施する予定にしている。また秋には県民向けのシンポジウムも開催を予定しているので、皆様方も御参加をお願いしたい。

それから、インクルーシブ教育は、知事部局と教育委員会の連携をとる必要があると感じる。この会議の陪席者に教育委員会も入っているので、しっかり連携をしていきたい。

社会的養護の学習支援、里親や特別養子縁組の話については、例えば児童養護連絡協議会等の団体の意見を聞きながら実施していきたい。

学生のライフプランの教育の推進、これは非常に重要であり、どういう形で教育委員会と連携して実施していくかを考えたい。

課題を抱える妊産婦の支援については、実際に小さいのちのドアの永原代表理事と齋藤知事が面談し、その中でもライフプラン教育の話も出たので、研究していく必要があると考えている。

そして、発達障害児の関係だが、子どもの発達という面から、早期発見、早期支援が非常に重要になるので、今回新たな2つの事業、カウンセラー事業と特別支援保育加配事業を立ち上げたが、発達障害児の発達過程と個人差に配慮した、きめ細やかに対応できる体制も検討していく必要がある。

それから大きな変化として、待機児童が大きく減少していることがある。20年後には少子化の渦に都市部も飲み込まれるのではないかと。待機児童対策は必要だが、施設をつくるという発想だけではなく、全ての子育て環境についてあり方を考えていくことが必要と感じた。

国においては、こども家庭庁が来年4月に創設される。国の動向も注視しながら、県として対応していきたい。特に私が一番注目しているのが、こども基本法である。第2条で子どもの定義に年齢制限がなく、「心身の発達の過程にある者」とされている。6月8日の改正児童福祉法では、児童養護施設などで育った子どもたちが、22歳以降も継続して支援を受けられることになった。そういう中で、子ども・子育て支援のあり方が、今後変わっていくのではないかと考えている。

県としては、この大きな国の動きを注視しながら、今後もこども政策に努めていきたいので、今後とも委員の皆様には御意見、御助言、御指導をいただくようお願いしたい。